

第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会設置要領

第1 設置

第2期西東京市文化財保存・活用計画（以下「文化財保存・活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、第2期文化財保存・活用計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員12人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 文化財保護審議会委員 2人
- (3) 公募による市民 3人以内
- (4) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (5) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (6) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (7) 西東京市文化芸術振興条例（平成21年西東京市条例第32号）第8条の規定に基づく西東京市文化芸術振興推進委員会委員 1人
- (8) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（第3第4号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。